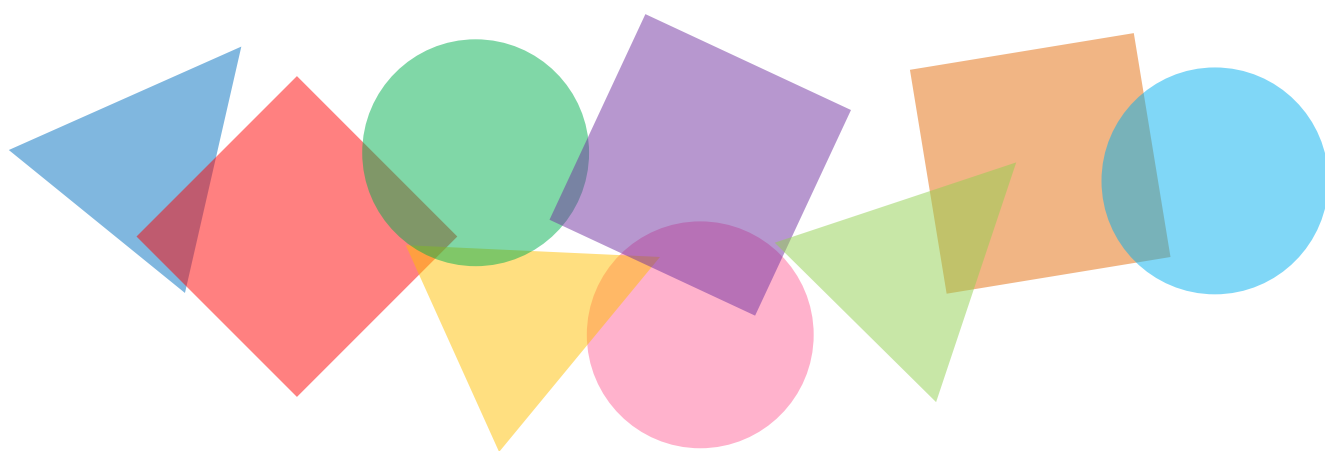


# 姫路市男女共同参画推進条例 逐条解説

平成28年(2016年)4月1日施行



姫 路 市  
平成28年3月

# 目 次

1 条例制定の趣旨	1 ページ
2 条例の概要	3 ページ
3 逐条解説	4 ページ
前文	4 ページ
目的・定義・基本理念	5 ページ
第1条（目的） 第2条（定義） 第3条（基本理念）	
市・市民等の責務	10 ページ
第4条（市の責務） / 第5条（市民の責務） / 第6条（事業者の責務） / 第7条（市民団体の責務） / 第8条（教育関係者の責務）	
男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止	13 ページ
第9条（性別による権利侵害の禁止） / 第10条（公衆に表示する情報に関する配慮）	
市の実施すべき基本的施策	15 ページ
第11条（姫路市男女共同参画プラン） / 第12条（施策の策定に当たっての配慮） / 第13条（市民等の理解を深めるための措置） / 第14条（附属機関等における構成員の男女の比率） / 第15条（情報収集等） / 第16条（市民等に対する支援） / 第17条（推進体制の整備） / 第18条（苦情等の申出への対応） / 第19条（年次報告） / 第20条（拠点施設）	
姫路市男女共同参画審議会の設置	23 ページ
第21条（姫路市男女共同参画審議会）	
4 条例（全文）・関係例規・基本法	24 ページ
姫路市男女共同参画推進条例 / 姫路市男女共同参画審議会規則 / 姫路市男女共同参画推進センター条例 / 姫路市男女共同参画施策苦情対応要綱 / 男女共同参画社会基本法	

## 1 条例制定の趣旨

「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられ、国において、平成11年6月に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されました。

### 《参考》基本法「前文」

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

本市では、基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である「姫路市男女共同参画プラン」を平成13年3月に策定し、このプランに基づき、男女共同参画社会の形成を目指し、現在に至るまで、男女共同参画の推進に関する各種施策を展開してきました。

### 《参考》姫路市男女共同参画プラン

平成 5年（1993年）3月	姫路市女性行動計画「女性いきいきプランひめじ」策定
平成13年（2001年）3月	「姫路市男女共同参画プラン」策定
平成19年（2007年）3月	「姫路市男女共同参画プラン（改訂版）」策定
平成25年（2013年）3月	「姫路市男女共同参画プラン2022」策定（プラン掲載の213施策を実施）

しかしながら、市民の意識の中には、固定的な性別役割分担意識は未だに根強く、多くの市民が社会通念や慣習など、さまざまな分野において男女間の不平等を感じており、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が存在している現状がうかがえます。

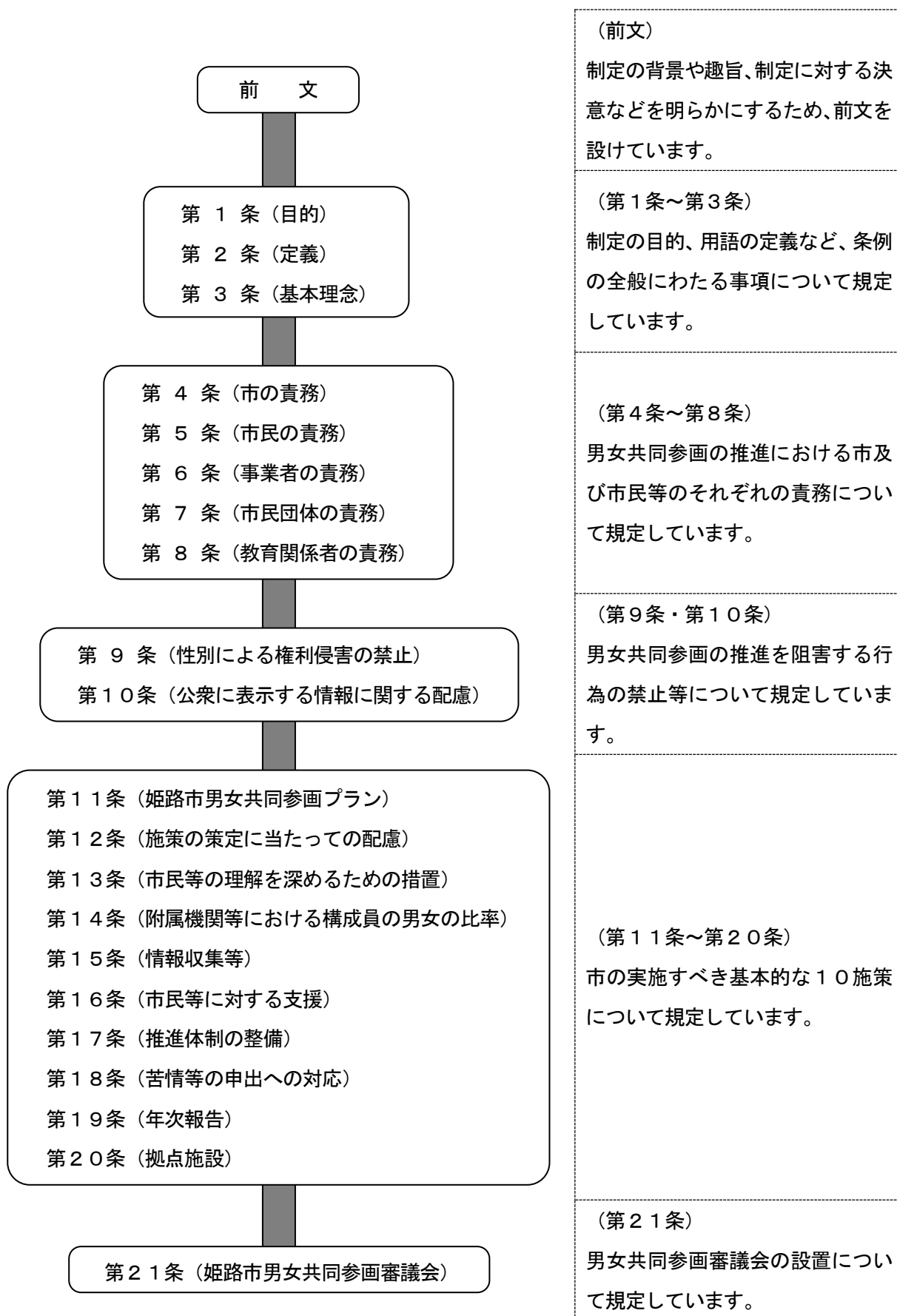
《参考》固定的な性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」

本市	平成23年度	賛成派	39.4%	(男 44.1%	女 36.4%)
		反対派	47.7%	(男 43.1%	女 50.8%)
	平成17年度	賛成派	44.2%	(男 50.5%	女 39.7%)
		反対派	41.6%	(男 35.7%	女 45.9%)
全国	平成26年度	賛成派	44.6%	(男 46.5%	女 43.2%)
		反対派	49.4%	(男 46.5%	女 51.7%)
	※女性の活躍推進に関する世論調査(内閣府)				
	平成24年度	賛成派	51.6%	(男 55.1%	女 48.4%)
反対派		45.1%	(男 41.0%	女 48.8%)	
※男女共同参画に関する世論調査(内閣府)					
平成21年度	賛成派	41.3%	(男 45.8%	女 37.3%)	
	反対派	55.1%	(男 51.1%	女 58.6%)	
	※男女共同参画に関する世論調査(内閣府)				

また、少子高齢社会を迎え、将来にわたって持続可能で活力ある姫路市を創造するためには、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方ができ、男性も女性も家庭や職場、地域など、社会のさまざまな分野で対等に参画することが重要です。

そこで、本市においても、これまでの取組を踏まえつつ、男女共同参画社会の形成に向け、市民及び事業者等と市が一体となった取組をより一層積極的に展開するため、男女共同参画に関する基本的理念をより明確にし、それぞれの役割等を定めた条例を制定することとしました。

## 2 条例の概要



### 3 逐条解説

条例のそれぞれの条文について、「趣旨」を示した上で、「解説」を加えます。

#### 前 文

(前文)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれた我が国の基本原則である。

この原則に基づき、国においては、これまで法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。

本市においても、こうした国の動向や平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年に姫路市男女共同参画プランを策定するとともに、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」を開設し、男女平等に関する意識啓発や女性の社会への参画促進などに向けた男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきた。

一方、昨今の少子高齢化の進行、社会経済情勢の急速な変化、地域社会や家族形態の変容、市民意識の多様化などに対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、より一層、男女共同参画を推進することが必要となっている。

しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会通念や慣行は根強く、また、現状では、政策、方針等の決定過程における男女の参画状況にも偏りがあり、更には、女性に対する暴力や性別に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が解決されずに残されている。

これらの認識の下に、世界文化遺産・国宝姫路城を誇り、豊かな自然環境、多くの伝統文化を継承しながら発展を遂げてきた「ふるさと・ひめじ」が、更に内外に開かれ、あらゆる者が個人として尊重される、時代にふさわしい都市としての成長を持続していくため、ここに、全ての者が協働して、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 【趣旨】

- ・ 条例の趣旨を理解してもらうため、前文を設けています。
- ・ この条例を制定するに至った経緯、背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意等、条例制定の意義を強調しつつ象徴的に記すものです。

#### 【解説】

- ・ 前文は、一般に、「法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれる」ことが多く、「具体的な法規範を定めたものではなく、その意味では、前文の内容から直接法的効果が生ずるものではないが、法令の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示

す意義、効果を有するもの」とされています（内閣府男女共同参画局ホームページ「基本法逐条解説」から引用）。

・この条例の前文では、各段落において、次の内容を表現しています。

第1～3段落 国の動向を踏まえ、本市においても男女共同参画社会の実現を目指した取組を行ってきたこと。

第4段落 少子高齢化の進行など社会の変化に対応するためには、男女共同参画のより一層の推進が必要であること。

第5段落 前段落までの取組や状況の中、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が残されていること。

第6段落 前段落を踏まえ、全ての者が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意するとともに、その基本となる条例の制定について宣言すること。

## 目的・定義・基本理念

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

【趣旨】

・この条例を制定する目的を示すものです。

【解説】

・第1条では、この条例が、市の責務と市民等の責務を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な実施により、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的に制定するものであることを示しています。

・「市の施策の基本となる事項」とは、第11条から第21条までの規定がこれに該当します。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う団体をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び市民団体をいう。
- (7) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。

#### 【趣旨】

- ・この条例において、認識を共有しておく必要がある基本的な用語について、その意義が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするために定めるものです。

#### 【解説】

- ・第2条では、この条例において用いる7つの語句について、それぞれの意義を次のとおり定めています。

- ・第1号（(1) 男女共同参画）

第1号は、この条例が「男女共同参画社会の形成に寄与すること」を目的に制定するものであることから、その鍵となる概念である「男女共同参画」について、基本法第2条第1項に準じて、まず定義しています。

「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わるという意味で、姫路市まちづくりと自治の条例では、「参画」を「住民自治の下、住民がまちづくりに主体的に参加すること、また、住民等がまちづくりに関わること」と定義していますが、これと同義です。

- ・第2号（(2) 積極的改善措置）

第2号は、「男女共同参画社会の形成」のための重要な概念である「積極的改善措置」、いわゆるポジティブ・アクションについて、基本法第2条第2項に準じて定義しています。

社会的・経済的な格差が現実に存在するところでは、法律上抽象的に認められた「機会の平等」は形式的なものにすぎず、この機会の利用は現実には困難なことも多々あります。個々の活動の場において少数の性の側が置かれた状況を考慮して、それらの者に現実に機会を利用し得るような実質的な「機会の平等」が求められます。この実質的な「機会の平等」を担保するための措置が「積極的改善措置」です。

この条例において定義する「積極的改善措置」は、女性も、男性も対象としていますが、現状では、女性の活躍の場が少ないことから、女性を対象とした「積極的改善措置」が多く、例えば、本市においても、審議会等委員における女性の登用促進を行っています。これは、一定の目標とその達成のための期限を設定して、女性と男性の置かれた現状を把握しつつ、女性の参画を関係機関が自主的に促進する取組（ゴール・アンド・タイムテーブル方式）で、「積極的改善措置」の



手法の一つとされています。

・第3号 ((3) 市民)

市内に居住する者だけでなく、市内にある事務所や事業所等で働く者、市内にある学校等で学ぶ者を含めて、「市民」と定義しています。このため、市外に居住し、市内に通勤・通学する者も「市民」に含まれます。

・第4号 ((4) 事業者)

市内に事務所や事業所等があり、事業活動を行う者であれば、個人、法人等の別を問わず、営利、非営利目的に関わらず、「事業者」と定義しています。独立行政法人、特別民間法人、特殊会社等も「事業者」に含まれます。

・第5号 ((5) 市民団体)

市内の各地域コミュニティにおける自治会、婦人会、老人クラブをはじめとする「地域団体」や、市内においてまちづくり等の活動に取り組むNPO法人、ボランティア団体等の「市民活動団体」のことです。

・第6号 ((6) 市民等)

市民（第3号）、事業者（第4号）、市民団体（第5号）をあわせて「市民等」と定義しています。

・第7号 ((7) 教育関係者)

教育及び保育がそれを受ける者の意識形成に及ぼす影響は大きいとの考えから、教育関係者の責務（第8条）を規定するに当たり、定義したもので、教育関係者には保育に携わる者も含む（広義には、保育に教育を含むとの解釈もあります。）こととしています。なお、「学校」には、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学のほか、専門学校等を含み、「あらゆる分野」には、保育所、認定こども園等を含みます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。

- (6) 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。
- (7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。
- (8) 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

#### 【趣旨】

- ・本市における男女共同参画の推進に当たり、8つの基本理念を定めるものです。

#### 【解説】

- ・第3条では、市や市民等がそれぞれの責務（第4条から第8条までに規定）を果たし、男女共同参画を推進していくための基本的な考え方について、次のとおり定めています。
- ・なお、第1号及び第2号では「男女の」と修飾する規定としていますが、これは、この条例が、男性のみ、女性のみを対象とするものではなく、男女両方を対象に男女共同参画の推進について規定することとしていることから、敢えて修飾しているもので、この点は基本法と整合させたものです。

- ・第1号 ((1))

男女共同参画社会は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が、社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つと同時に、一人の人間として敬意が払われる社会とされています。基本法では、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本理念として「男女の人権の尊重」（第3条）が位置付けられており、これを踏まえた内容です。

- ・第2号 ((2))

男女共同参画社会は、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会とされています。

しかし、社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、結果として就労等の活動を選択しにくくするような影響を与えるおそれがあることから、基本法では、「社会における制度又は慣行についての配慮」（第4条）が基本理念の一つとして位置付けられており、これを踏まえた内容です。

- ・第3号 ((3))

社会の構成員が、政策又は方針の立案・決定の場において、対等に共同し、参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すことであり、重要な意義を持つものとされています。

基本法では、このような趣旨を、「政策等の立案及び決定への共同参画」（第5条）として明らか

にしており、これを踏まえた内容です。

・第4号 ((4))

子の養育、家族の介護等の多くを女性が担っているという状況の中で、少子・高齢化が進展しているとされています。

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、家族の構成員が性別にかかわらず相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動（働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなど）との両立が図られるようにすることが重要であるとして、基本法では、「家庭生活における活動と他の活動との両立」（第6条）が基本理念の一つとして位置付けられており、これを踏まえた内容です。

・第5号 ((5))

国では、男女共同参画の推進が、国連による女性の地位向上のための活動等国際社会における様々な取組と連動して進められてきたことを踏まえ、国際社会の一員として、男女共同参画社会の形成に関しては、国際的な連携、協力の下に行われることが望ましいとして、基本法では、「国際的協調」（第7条）が基本理念の一つとして位置付けられています。

様々な場面で国際化が進んでいる中で、これを反映した内容です。

・第6号 ((6))

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提とされており、とくに重要な視点の一つとされている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）に関する内容です。

・第7号 ((7))

姫路市まちづくりと自治の条例（平成25年姫路市条例第51号）との整合を図るため、「参画」と「協働」に関する内容です。

なお、同条例において、「参画」とは「住民自治の下、住民がまちづくりに主体的に参加すること、また、住民等がまちづくりに関わること」（第2条第4号）、「協働」とは「市と住民等又は住民等同士が、まちづくりにおいて、共通の目的を効果的に達成するため、相互に理解し、それぞれの役割及び責任を踏まえ、協力すること」（第2条第5号）と定義されています。

・第8号 ((8))

平成13年3月に姫路市男女共同参画プランを策定して以来、本市が目指す男女共同参画社会を実現するための基本理念の一つとして掲げてきた「あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会」に関する内容です。

## 市・市民等の責務

### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。
- 4 市は、事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。

### 【趣旨】

- ・本市における男女共同参画を推進する上で、市の果たす役割が最も重要であるとの認識により、まず市の責務を定めているものです。

### 【解説】

- ・基本法では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第9条）とされており、この責務の具体的な内容は、男女共同参画計画の策定（第14条）、施策の策定に当たっての配慮（第15条）、国民の理解を深めるための措置（第16条）とされています。
- ・本市では、従前から男女共同参画の推進に向けた様々な取組を行ってききましたが、プランの策定に加え、この条例により、市の責務とともに、市が実施する基本的施策（第11条から第21条まで）を規定することで、その取組をより一層積極的に推進することとしています。
- ・なお、「配慮」とは、具体的には施策の策定・実施に当たり、男女共同参画の推進が図られるよう努めることであり、策定・実施しようとする施策に男女共同参画の推進を阻害する要因がある場合は、それを除去するように努め、推進に配慮されている場合には、その推進に一層努めることです。もっとも、求められる配慮の程度・具体的内容については、施策の種別・内容に応じて異なりますので、「配慮」は、個別施策の実施の上で具体化されることとなります。
- ・また、現在、市では、姫路市職員男女共同参画率先行動計画を策定し、これに基づく取組もあわせて行っていますが、これは「事業者の模範となるよう率先」した取組が必要であるとの認識によるものです。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・男女共同参画を推進する上で、市とともに市民が行う取組の果たす役割は大きいことから、市民の責務を定めるものです。

【解説】

- ・男女共同参画の推進には、市民の理解と協力が不可欠であり、市民の責務を定めることにより、市民一人一人の意識や自覚による主体的かつ積極的な行動を求めています。
- ・基本法でも「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。」(第10条)とされています。
- ・「職域、学校、地域、家庭」は「その他の社会のあらゆる分野」の例示であり、市民は、社会のあらゆる分野において、いろいろな立場から、互いに責任を担い、協力することにより、男女共同参画の推進に努めることが、ここでいう責務の内容になります。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・市内で事業活動を行う事業者の責務を定めるものです。

【解説】

- ・社会経済活動の中において事業者は重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進に当たっては、とくに雇用の分野における女性の積極的登用、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止等といった取組が必要不可欠であることから、市民とは区別して、事業者の責務を定めています。

- ・この条例では、事業者に対して、男女雇用機会均等法に定める雇用の分野だけでなく、「職場における活動」の全てに男女が対等に参画する機会を確保すること、そして、「職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行う」、いわゆる、ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場環境を整備することに努めなければならないことを求めています。

#### (市民団体の責務)

##### (市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

- ・市内で活動を行う市民団体の責務を定めるものです。

#### 【解説】

- ・男女共同参画社会の実現のためには、市民や事業者もさることながら、地域コミュニティやまちづくり等に携わる市民団体の役割も重要であることから、市民団体の責務を定めています。
- ・男女共同参画の推進には、市民の理解と協力が不可欠であることから、市民の責務を定めています（第5条）が、加えて、市民団体が担う役割は、その先導性、機動性、先駆性や、市民の日常生活への浸透性等の点において非常に大きく、市民団体の責務を定めることにより、その取組や果たすべき役割に対する自覚と責任を促すこととしています。
- ・なお、市民団体の中には、男性のみ又は女性のみで構成され、活動しているものもありますが、それらを排除又は否定するものではありません。

#### (教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

- ・教育関係者の責務を定めるものです。

#### 【解説】

- ・男女共同参画の推進において、教育及び保育の果たす役割は重要であるため、教育関係者の責務を定めています。

- ・教育関係者に対し、生涯を通じた様々な教育の場において、男女共同参画の視点に立った教育及び保育を行うよう努めることを求めています。
- ・「教育関係者」の定義を「市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者」（第2条第7号）としていることから、「教育及び保育」の範囲は、狭義の「学校教育」だけに限定せず、「地域、家庭その他社会のあらゆる分野」も含むものとしています。

## 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。）、ドメスティック・バイオレンス（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。

### 【趣旨】

- ・男女共同参画の推進を阻害する行為である、性別の違いを背景とした権利侵害の根絶を目指すことは、男女共同参画を推進する上で重大な課題と認識し、この禁止について定めるものです。

### 【解説】

- ・「性別による差別的取扱い」とは、直接的、間接的を問わず、性別に起因するものであれば、とくに制限は設けず、あらゆる差別を含むこととしています。更に、差別する意図の有無にかかわらず、また、表面的には性別により異なる取扱いをしていなくても、結果として差別を容認し、又は差別的な影響を及ぼすこととなったものを含み、例えば、職場における昇給や昇格の差別、結婚退職の慣行の奨励などがこれに該当します。
- ・「性別による差別的取扱い」と「セクシュアル・ハラスメント」については、男女雇用機会均等法と異なり、雇用の分野のみならず、「職域、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野」を対象としています。
- ・「交際の相手方等親密な関係にある者」に対する「ドメスティック・バイオレンス」(DV)については、「デートDV」とも言われています。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

**【趣旨】**

- ・男女共同参画を阻害する行為のうち、公衆に表示する情報において留意すべきことについて定めるものです。

**【解説】**

- ・新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアは、人々の意識や行動に大きな影響を及ぼす可能性があります。メディアを通じて、性別による固定的な役割分担意識や暴力的行為の助長などにつながる内容の情報が伝達されることにより、男女共同参画社会の形成が阻害されないようにするため、情報発信の際には、こうした表現をしないよう努めなければならないこととしています。
- ・一方で、日本国憲法に保障された「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「性別による権利侵害の禁止」(第9条)と異なり、「留意」として理解を求めることとしています。



## 市の実施すべき基本的施策

(姫路市男女共同参画プラン)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、プランを定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会（第21条第1項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、プランを定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、プランの変更について準用する。

### 【趣旨】

- ・市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、姫路市男女共同参画プランを定めることとしています。

### 【解説】

- ・本市では、平成13年3月にプランを策定して以来、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。
- ・プランは、基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画に位置付けられるものですが、同項では努力義務となっていることから、この条例にプランの策定根拠を設け、市にプランの策定を義務付けるものです。
- ・「目的」（第1条）にある「市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施すること」や、「市の責務」（第4条）にある「基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない」を受けた規定となっています。
- ・なお、男女共同参画社会の形成に当たっては、教育、保健、福祉、労働、防災などの施策との連携を図りながら進める必要があります。それぞれの担当は教育委員会をはじめ各部局にまたがることから、プランの策定主体を明らかにするため、ここでは、「市」ではなく、「市長」と限定しています。
- ・また、プランの策定・変更に当たっては、基本法において、国の男女共同参画計画と県の男女共同参画計画を勘案しなければならないこととされています（第14条第3項）が、この条例により、その手続について、市民の意見を反映させるとともに、姫路市男女共同参画審議会（第21条。以下「審議会」という。）の意見を聴くこと、そして、策定・変更したときは、速やかに公表することを定めています。
- ・なお、平成25年3月に策定した「姫路市男女共同参画プラン2022」は、この条例の施行前に策定したのですが、この条例に基づくプランとみなすこととしています（附則第2項）。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

【趣旨】

- ・市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施に当たり、男女共同参画の推進に配慮しなければならないこととしています。

【解説】

- ・男女共同参画の推進に関する施策は、社会経済活動全般を対象に展開されるものであり、当該施策に伴って生じる影響は広範多岐にわたりますが、各施策の中には、男女共同参画の推進に直接的に影響を及ぼす施策でなくても、結果的に影響を及ぼすものもあり得ます。
- ・「市の責務」において、「市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない」（第4条第2項）とし、市が策定・実施する施策の全てについて、男女共同参画の推進に配慮すべきとしていますが、ここでは、「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」の策定・実施に当たっては、とくに配慮が必要であるとして規定しているものです。
- ・基本法に「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」（第15条）との規定があり、これを踏まえた規定をこの条例にも重ねて置くものです。
- ・なお、「配慮」については、第12条に解説しています。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

- ・男女共同参画の推進に当たっては、市民等の理解が重要です。そこで、市は、様々な機会を通じて、市民等への広報や啓発活動等を行うこととしています。

【解説】

- ・男女共同参画の推進には、市民、事業者、市民団体等のあらゆる主体の参画と協働による取組が不可欠ですが、こうした取組の基盤として、男女共同参画の推進に関する基本的な考え方に対する理解を促すことが重要であることから、この条例に「市民等の理解を深めるための措置」に関する規定を設けています。
- ・具体的には、市民等の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的な役割分担

意識等が男女共同参画社会の形成への障害になっているとされていることを踏まえ、男女共同参画の推進に関する基本理念について市民等の理解を深めるよう、情報誌、チラシ、インターネット等の各種媒体を通じた広報活動や講演会、セミナー等の開催による意識啓発などを進めていこうとするものです。

- ・なお、基本法において、地方公共団体が「講じなければならない」とされている「国民の理解を深めるための措置」（第16条）の規定をこの条例にも重ねて置くものです。

(附属機関等における構成員の男女の比率)

第14条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めるものとする。

**【趣旨】**

- ・男女共同参画の推進に当たっては、男女が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野に對等に参画する機会が確保されることが重要です。そこで、市は、その設置する附属機関等における構成員について、男女の比率の均衡を図るよう努めることとしています。

**【解説】**

- ・市における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、条例に「附属機関等における構成員の男女の比率」に関する規定を設けています。
- ・附属機関等の性格によっては、一律に「10分の4以上となるよう」にすることが困難である、又は適当でない場合もあり、また、委員定数が3人の附属機関等のように、理論上、「10分の4以上となるよう」にすることが不可能なものもありますが、積極的改善措置により附属機関等の委員への女性の積極的登用に取り組むこととし、市に努力義務を課しています。

(情報収集等)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

**【趣旨】**

- ・プランの策定や様々な施策を効果的に実施するため、市は、必要な情報を収集するほか、市の施策の実施状況、市民や職員の意識などについて調査研究することとしています。

**【解説】**

- ・プランに基づく施策を適切に策定し、実施していくためには、男女共同参画に関する国・県の動

向や、学術成果、各種統計データなどを含め、必要な情報を幅広く収集し、調査研究することが不可欠です。

- ・市では、プランの策定・実施の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民や職員の意識等を定期的に調査してきましたが、この条例に「情報収集等」に関する規定を設けることで、今後、同様の調査を実施する際の根拠規定となります。
- ・なお、基本法において、国には「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする」（第18条）との規定が置かれており、この条例に市の「情報収集等」に関する規定を置くものです。

#### （市民等に対する支援）

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

- ・男女共同参画社会の形成に当たっては、市だけでなく、市民、事業者、市民団体等、あらゆる主体の参画と協働による取組が重要です。そこで、市は、市民等による男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対する支援に努めることとしています。

#### 【解説】

- ・市民等が行う自主的な取組を促すためには、市による支援が必要であることから、「市民等に対する支援」に関する規定を設けています。
- ・具体的には、市の収集した情報の提供・発信、市民等が企画・実施する事業への助成、市民団体の活動拠点となる姫路市男女共同参画推進センターの利用、各種相談事業の実施等がこれに該当します。
- ・なお、基本法において、国には「民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」（第20条）との規定が置かれており、この条例に市の「市民等に対する支援」に関する規定を置くものです。

#### （推進体制の整備）

第17条 市は、男女共同参画の推進のため、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

#### 【趣旨】

- ・市は、男女共同参画の推進のための体制を整備することとしています。

### 【解説】

- ・市では、副市長を本部長とし、全ての局長等で構成する「姫路市男女共同参画プラン推進本部」を設置し、プランの総合的かつ計画的な推進を図っていますが、この条例により、当該本部の位置付けを明確化するものです。
- ・これにより、市が実施する男女共同参画の推進に関する各施策をより一層総合的かつ効果的に推進し、更に、「体制の整備」に「財政上の措置」を含めることで、これらに財政的な裏付けも持たせるようにしています。

### (苦情等の申出への対応)

- 第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応するものとする。
- 2 市は、前項の申出に対応するに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があった場合には、関係機関と連携して、当該相談に適切に対応するよう努めるものとする。

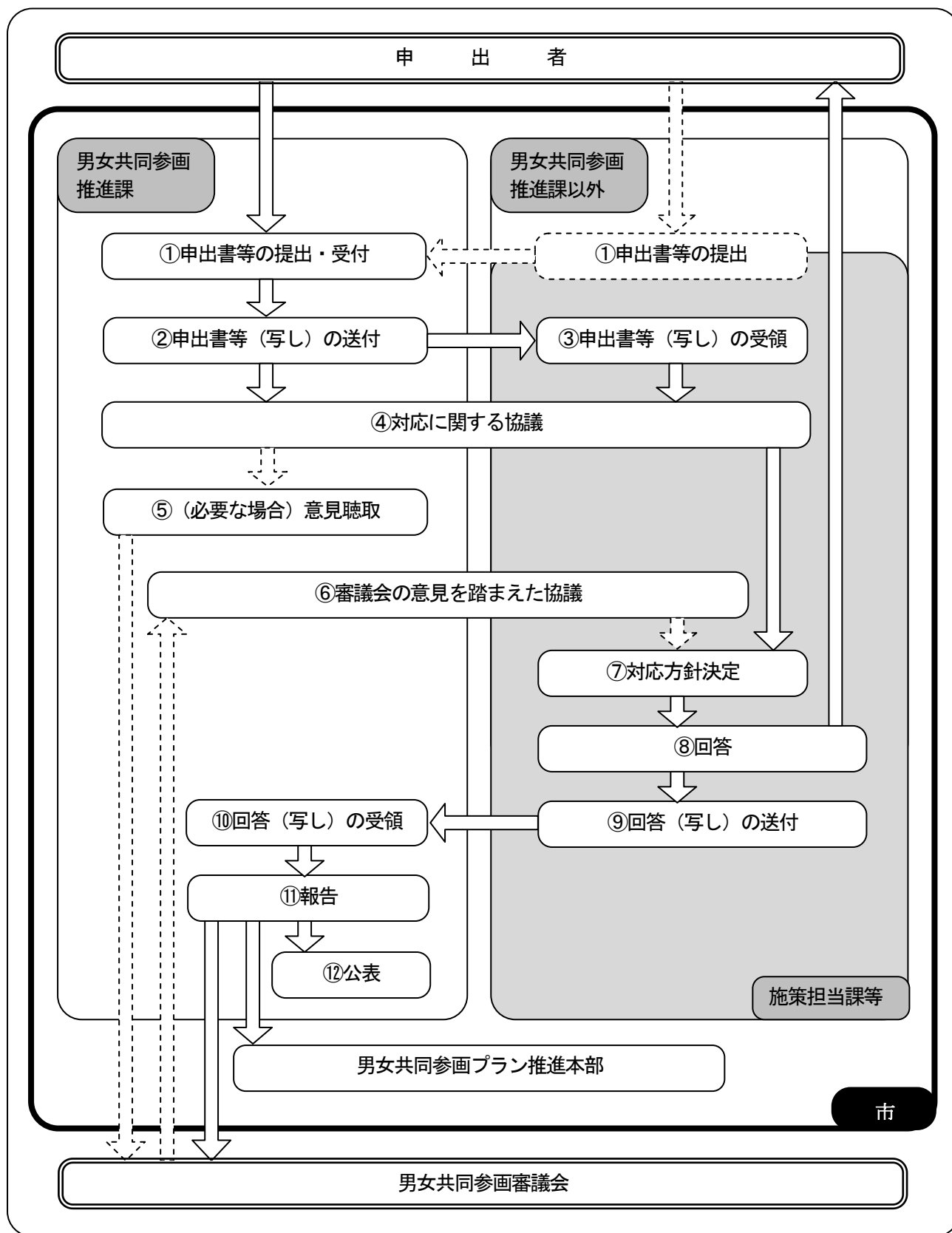
### 【趣旨】

- ・市民等から男女共同参画の推進に関する施策等への苦情や意見の申出、性別による差別的取扱い等による相談があった場合の市の対応について定めています。

### 【解説】

- ・「男女共同参画の推進に関する施策」とは、「市の責務」(第4条第1項)に規定する「男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)」のことで、「姫路市男女共同参画プラン」(第11条)に盛り込まれた施策が中心となります。
- ・「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」とは「施策の策定等に当たっての配慮」(第12条)に規定する「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」と同義であり、男女共同参画の推進のための施策でなくても、市が策定・実施する施策は、影響の度合いに関係なく、全てこれに含まれることとしています。
- ・市民等から苦情の申出があった場合の対応については、概ね次ページのとおりとします。
- ・「性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為」とは、「性別による権利侵害の禁止」(第9条)に規定する「性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(中略)、ドメスティック・バイオレンス(中略)その他の性別の違いを背景とした権利侵害」のことで、これらに関する相談があった場合、市は、市の関係部局のほか、国や県、警察等の関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならないこととしています。

図 男女共同参画施策苦情対応フロー



(年次報告)

第19条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

【趣旨】

- ・男女共同参画についての理解を深め、施策への協力を求めるため、市は、市が実施する様々な施策の推進の状況を把握し、その状況に関する報告書を作成し、公表することとしています。

【解説】

- ・平成13年3月にプランを策定して以来、市では、プランに基づく施策の推進状況に関する報告書を作成し、公表してきました。
- ・この条例に「年次報告」に関する規定を設け、市に「年次報告」の作成と公表を義務付けることで、プランに基づく具体的な施策の推進状況が明らかになり、市の関係部局はもとより、市民、事業者、市民団体等の理解が一層深まり、その自主的な取組が促進されることを期待するものです。
- ・作成・公表することとする年次報告には、プランに基づく具体的な施策の推進状況として、当該年度に実施した事業の実績とその評価、次年度に実施する事業の計画のほか、プランに掲げる指標（目標値）の達成状況を盛り込むこととします。
- ・なお、報告書の作成・公表については、プランの策定（第11条）と同様、「市長」が行うこととしています。

(拠点施設)

第20条 市は、姫路市男女共同参画推進センター（姫路市男女共同参画推進センター条例（平成13年姫路市条例第4号）第1条の規定に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるための措置を講じ、及び市民等の自主的な取組を支援するための拠点施設とする。

【趣旨】

- ・市が設置する男女共同参画推進センターを、本市における男女共同参画を推進するための拠点施設として位置付けることとします。

【解説】

- ・姫路市男女共同参画推進センター（愛称「あいめっせ」）は、「男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するため」（姫路市男女共同参画推進センター条例第1条）の施設として平成13年9月に設置したものです。
- ・センターは、設置以来、プランに基づく施策を推進していく上で大きな役割を担ってきましたが、

この条例で明確に「拠点施設」として位置付け、機能の確保と事業の継続を図ります。

- ・センターの行う主な事業について、姫路市男女共同参画推進センター条例（第3条）では、次のとおりとされています。

- ①男女共同参画社会の形成を促進するための講座、講演会等の開催及び啓発活動を行うこと
- ②男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供を行うこと
- ③男女共同参画社会を形成するための市民の交流を促進し、及びその市民活動を支援すること
- ④男女共同参画社会の形成における諸問題に関する相談に応ずること
- ⑤男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究を行うこと



## 男女共同参画審議会の設置

(姫路市男女共同参画審議会)

- 第21条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として姫路市男女共同参画審議会を置く。
- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

### 【趣旨】

- ・男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、審議会を設置します。

### 【解説】

- ・第21条は、審議会の設置、審議会の担任する事務及び審議会の委員の守秘義務等を示しています。
- ・本市では、平成26年4月から姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）に基づき審議会を設置していましたが、この条例の制定に伴い、その設置根拠をこの条例に変更しました。
- ・姫路市附属機関設置条例では、審議会の担任する事務を「男女共同参画社会の形成を促進するための総合的施策の策定及び実施に関する重要事項についての調査審議」としていましたが、この条例では「この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため」に審議会を設置することとしています。
- ・「この条例によりその権限に属することとされた事項」とは、次の2つです。
  - ①プランの策定又は変更にあたり、意見を述べること（第11条第2項・第4項）
  - ②市民等から苦情の申出があった場合の対応において、意見を述べること（第18条第2項）
- ・「審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める」とは、姫路市男女共同参画審議会規則（平成26年姫路市規則第10号）のことをいいます。

## 4 条例(全文) - 関係例規 - 要綱 - 基本法

### ■姫路市男女共同参画推進条例(平成28年姫路市条例第1号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれた我が国の基本原則である。

この原則に基づき、国においては、これまで法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。

本市においても、こうした国の動向や平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年に姫路市男女共同参画プランを策定するとともに、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」を開設し、男女平等に関する意識啓発や女性の社会への参画促進などに向けた男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきた。

一方、昨今の少子高齢化の進行、社会経済情勢の急速な変化、地域社会や家族形態の変容、市民意識の多様化などに対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、より一層、男女共同参画を推進することが必要となっている。

しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会通念や慣行は根強く、また、現状では、政策、方針等の決定過程における男女の参画状況にも偏りがあり、更には、女性に対する暴力や性別に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が解決されずに残されている。

これらの認識の下に、世界文化遺産・国宝姫路城を誇り、豊かな自然環境、多くの伝統文化を継承しながら発展を遂げてきた「ふるさと・ひめじ」が、更に内外に開かれ、あらゆる者が個人として尊重される、時代にふさわしい都市としての成長を持続していくため、ここに、全ての者が協働して、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う団体をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び市民団体をいう。
- (7) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。
- (6) 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。
- (7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。
- (8) 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。
- 4 市は、事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生

活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(姫路市男女共同参画プラン)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、プランを定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会(第21条第1項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、プランを定めたときは、速やかに公表するものとする。

- 4 前2項の規定は、プランの変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(附属機関等における構成員の男女の比率)

第14条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めるものとする。

(情報収集等)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画の推進のため、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(苦情等の申出への対応)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応するものとする。

2 市は、前項の申出に対応するに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があった場合には、関係機関と連携して、当該相談に適切に対応するよう努めるものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、姫路市男女共同参画推進センター（姫路市男女共同参画推進センター条例（平成13年姫路市条例第4号）第1条の規定に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるための措置を講じ、及び市民等の自主的な取組を支援するための拠点施設とする。

(姫路市男女共同参画審議会)

第21条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として姫路市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として定められている姫路市男女共同参画プラン2022（平成25年3月策定）は、第11条の規定により定められたプランとみなす。

(姫路市附属機関設置条例の一部改正)

3 (略)

■姫路市男女共同参画審議会規則（平成26年姫路市規則第10号）

（趣旨）

第1条 この規則は、姫路市男女共同参画推進条例（平成28年姫路市条例第1号）第21条第4項の規定に基づき、姫路市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 関係団体が推薦する者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

（意見の聴取）

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付議された事項を所掌する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第8条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、会長の同意を得て定める。  
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成28年姫路市規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### ■姫路市男女共同参画推進センター条例(平成13年姫路市条例第4号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、姫路市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

姫路市本町68番地290

(事業)

第3条 センターは、第1条の規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成を促進するための講座、講演会等の開催及び啓発活動を行うこと。
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供を行うこと。
  - (3) 男女共同参画社会を形成するための市民の交流を促進し、及びその市民活動を支援すること。
  - (4) 男女共同参画社会の形成における諸問題に関する相談に応ずること。
  - (5) 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究を行うこと。
  - (6) 前各号の事業を達成するためにセンターの施設を提供すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。

第4条～第17条 (略)

附 則

- 1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

(平成13年5月15日告示第191号で平成13年(2001年)9月1日から施行。ただし、第3条第2項、第4条から第11条まで、第13条、第17条及び別表の規定については、同年7月19日から施行)

- 2 姫路市婦人会館条例(昭和40年姫路市条例第31号)は、廃止する。

別表(略)

■姫路市男女共同参画施策苦情対応要綱（平成28年2月29日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、姫路市男女共同参画推進条例（平成28年姫路市条例第1号。以下「条例」という。）第18条第1項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申出者）

第2条 苦情の申出を行うことができる者は、条例第2条第6号に規定する市民等（第10条において「市民等」という。）とする。

（対応する苦情）

第3条 市が対応する苦情の申出は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関するもののうち、次に掲げる事項等に関するものを除いたものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び裁判所の判決又は決定に係る事項
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立てを行っている事案及び不服申立ての裁決又は決定に係る事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により対応すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項
- (5) 議会に請願を行っている事案に係る事項
- (6) 専ら私人間の争いであると判断される事項
- (7) 姫路市男女共同参画審議会（条例第21条第1項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、以下「審議会」という。）の所掌に属する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項

（申出方法）

第4条 苦情の申出は、男女共同参画施策苦情申出書（別記様式）又は次に掲げる事項を記載した書面（以下「申出書等」という。）を男女共同参画推進課へ提出することにより行うものとする。この場合において、同課以外へ申出書等の提出があった場合は、直ちに同課へ送付するものとする。

- (1) 申出をする者の住所、氏名（条例第2条第4号に規定する事業者又は同条第5号に規定する市民団体にあっては、市内に存する主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (2) 苦情に関する市の施策
- (3) 苦情の内容及び意見
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

2 申出書等の提出は、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。

（申出への対応）

第5条 前条第1項の規定により男女共同参画推進課に申出書等の提出があったときは、速やかに当該苦情の申出に関する施策を担当する課又は室（以下「施策担当課等」という。）へ申出書等の写しを送付するものとする。

2 前項の規定により申出書等の送付を受けた施策担当課等は、男女共同参画推進課と協議の上、施策担当課等の責任において、当該苦情の申出に対応するものとする。



(姫路市男女共同参画審議会の意見聴取)

第6条 前条第2項の規定による苦情の申出への対応に当たり、条例第18条第2項の規定により、審議会の意見を聴こうとするときは、男女共同参画推進課において速やかに意見聴取に係る手続を行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 苦情の申出への対応に当たっては、姫路市個人情報保護条例(平成17年姫路市条例第78号)の規定に基づき、当該苦情の申出に係る個人情報を保護するものとする。

(回答)

第8条 苦情の申出に対する回答に当たっては、男女共同参画推進課と事前に協議の上、施策担当課等が文書により行うものとする。

2 苦情の申出に対する回答は、原則として、第4条第1項の規定による申出書等の提出があった日の翌日から起算して30日以内(第6条の規定により審議会の意見を聴く場合にあっては、当該意見聴取に要した日数を除く。)に行うものとする。

3 施策担当課等は、第1項の規定により回答を行ったときは、当該回答書面の写しを直ちに男女共同参画推進課へ提出するものとする。

(報告及び公表)

第9条 男女共同参画推進課は、苦情の申出への対応状況等について、直近に開催される姫路市男女共同参画プラン推進本部(姫路市男女共同参画プラン推進本部要綱(平成13年3月28日制定)第1条に規定する姫路市男女共同参画プラン推進本部をいう。)及び審議会の会議に報告するとともに、条例第19条に規定する年次報告において公表するものとする。

(他の申出との関係)

第10条 この要綱に基づかない市民等からの申出において、その内容に、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を含んでいる場合は、当該申出を受けた課又は室は、当該申出の内容及び当該申出に対する回答(苦情に係る部分に限る。)を、男女共同参画推進課に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

男女共同参画施策苦情申出書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申出者）

〒 \_\_\_\_\_  
住 所：

氏 名：

（申出者が事業者又は市民団体の場合にあつては、市内に存する主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。）

電話番号： \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

姫路市男女共同参画推進条例第18条第1項の規定により、次のとおり苦情の申出をします。

<p>苦情に関する市の施策</p> <p>（どの機関の、どの施策に対する苦情なのかを具体的に記入してください。）</p>	
<p>苦情の内容及び意見</p> <p>（どのような問題があるのか、また、改善するとすれば、どうすればよいのかなどを具体的に記入してください。）</p>	
<p>他の機関への相談等の状況</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> している      <input type="checkbox"/> していない         </p> <p>（相談等をしている場合には、具体的に記入してください。）</p>

## ■男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第21条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は

慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条・第3条 (略)

**姫路市男女共同参画推進条例 逐条解説**

平成28年（2016年）3月 発行（初版）  
姫路市 市民局 市民参画部 男女共同参画推進課